

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

令和3年4月30日
法務省大臣官房秘書課

次のとおり企画提案書の提出の手続を開始します。

1 業務概要

- (1) 業務名 民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式による非行少年への学習支援の実施等業務
- (2) 業務内容 SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）の手法を活用し、少年院に在院している非行少年のうち、学習意欲のある者を対象として、少年院における在院中の学習に関する指導・支援に引き続いて少年院出院後の学習支援を実施する。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 次の各号に該当しない者であること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。
- (5) 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有している事業者にあつては、当省及び他府省等における物品等の契約に係る指名

停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 本業務の実施に当たり、十分な能力を有すること。

(7) 共同事業体による参加

本業務の実施に当たっては、業務を遂行するための共同事業体を結成し、公募に参加することができる。その場合の参加資格要件は以下のとおり。

ア 企画提案書提出時まで共同事業体を結成し、代表事業者を定め、他の者はグループ事業者として参加できるものとし、応募手続等は代表事業者が行うこと。

イ 共同事業体によって本公募に参加する事業者は、本公募において、他の共同事業体に参加、若しくは単独で企画提案を行うことはできないこと。

ウ 代表事業者及び共同事業体は、共同事業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

エ 共同事業体を構成する全ての事業者が上記(1)ないし(6)に定める要件を満たすこと。

3 契約候補者の選定方法

本業務の契約候補者は、企画競争参加資格要件を満たした応募者の提出した企画提案書について、当省担当職員が企画提案審査基準に従って評価し、その評価点の最も高い者を選定する。

なお、評価に当たっては、企画提案書の提案説明会におけるプレゼンテーション及び質疑応答の結果も踏まえることとする。

ただし、選定された者は、企画競争の結果、最適な者として特定した者であり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係は生じるものではない。

4 手続等

(1) 担当部局 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎6号館20階

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室（担当：澤，大澤）

電話 03-3580-4111（代表）内線 6786

e-mail saihanboushi@i.moj.go.jp

(2) 企画競争説明会の開催

法務省担当部局において、企画競争説明会を開催し、本業務に係る業務説明書等についての説明を行う。

ア 日時

令和3年5月10日（月）10：30～

イ 場所

法務省第一会議室（東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館20階）

(3) 業務説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和3年4月30日（金）から5月31日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前10時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

(4) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和3年6月11日（金）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送等により、担当職員まで提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により、提出期限必着で送付すること。

(5) 提案説明会の実施

公募に参加する事業者から法務省担当部局等に対して、令和3年6月中旬頃、提案の具体的内容を直接説明すること等を目的とした提案説明会を開催し、提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行う。日程及び実施方法等の詳細については、別途連絡する。

なお、提案の説明者は、原則として業務を請け負った場合の業務実施責任者が務めること。

(6) 企画提案に関するヒアリング

提案説明会の結果等を踏まえ、必要に応じて追加的にヒアリングを実施する場合がある。

5 企画提案に係る経費

企画提案書の作成、提案説明会への参加等、企画提案を行うために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

6 企画提案書の無効

参加資格を満たさない者が提出した企画提案書は、無効とする。

7 その他

(1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法による。

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ

(4) 詳細は、業務説明書による。